

J10 延長かし保証保険約款の一部改定

J10 延長かし保証保険約款の一部を次のように改定し、2026 年 10 月 1 日より適用する。

概要：住宅保証延長瑕疵保証責任保険契約（10 年）の改定およびその他住宅保証延長瑕疵保証責任保険契約の一部の改定を行うもの。

住宅保証延長瑕疵保証責任保険（10 年） 普通保険約款

改定案	現行
（保険責任の始期および終期） 第2条 1 省略 2 前項の保険期間は、<u>次の各号に掲げる保証開始日に応じてそれぞれ当該各号に定める期間原則として、保証開始日から10年間(対象住宅が新築住宅として引き渡された日から10年を超えない日が保証開始日である場合には、保証開始日を始期とし、対象住宅が新築住宅として引き渡された日から20年を経過する日を終期とする期間)</u>とします。ただし、保険証券にこれと異なる保険期間が記載されている場合はこの限りではありません。 <u>(1) 保証開始日が、対象住宅が新築住宅として引き渡された日から10年を超えない場合</u> 保証開始日を始期とし、対象住宅が新築住宅として引き渡された日から20年を経過する日を終期とする期間 <u>(2) 保証開始日が、対象住宅が加入中の住宅保証延長瑕疵保証責任保険契約（当社が同等と認める保険を含みます。以下本項において同様とします。）の終期を超えない場合</u> 保証開始日を始期とし、加入中の住宅保証延長瑕疵保証責任保険契約の終期の翌日から10年を経過する日を終期とする期間 <u>(3) (1)および(2)のいずれでもない場合</u> 保証開始日から10年間 3 省略	（保険責任の始期および終期） 第2条 1 省略 2 前項の保険期間は、原則として、保証開始日から10年間(対象住宅が新築住宅として引き渡された日から10年を超えない日が保証開始日である場合には、保証開始日を始期とし、対象住宅が新築住宅として引き渡された日から20年を経過する日を終期とする期間)とします。ただし、保険証券にこれと異なる保険期間が記載されている場合はこの限りではありません。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 3 省略

住宅保証延長瑕疵保証責任保険（10 年） 給排水管路特約条項

改定案	現行
<u>(削除)</u>	

住宅保証延長瑕疵保証責任保険（１０年） 加入時リフォーム工事特約条項

改定案	現行
<u>（削除）</u>	

住宅保証延長瑕疵保証責任保険（１０年） 給排水管路・加入時リフォーム工事特約条項

改定案	現行
<u>（削除）</u>	

住宅保証延長瑕疵保証責任保険（１０年） 不同沈下補償対象外特約条項

改定案	現行
<u>不同沈下補償対象外特約条項</u> <u>（住宅保証延長瑕疵保証責任保険（１０年）用）</u> <u>（保険金を支払わない場合）</u> <u>第１条 この特約条項が付帯された保険契約においては、株式会社日本住宅保証検査機構（以下「当社」といいます。）は、住宅保証延長瑕疵保証責任保険（１０年）普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第３章第４条第２項に規定する損害に加えて、基礎または基礎ぐいの瑕疵に起因する不同沈下（対象住宅の不均一な沈下をいいます。）によって生じた損害については、保険金を支払いません。</u> <u>（準用規定）</u> <u>第２条 この特約条項に定めていない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通保険約款および他の特約条項の規定を準用します。</u>	<u>（新設）</u>

住宅保証延長瑕疵保証責任保険（５年・メンテナンス工事なし） 給排水管路特約条項

改定案	現行
<u>（削除）</u>	